

日本結合組織学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は日本結合組織学会(The Japanese Society for Matrix Biology and Medicine)と称する。

第 2 条 本会は、結合組織及びその関連分野についての研究に従事する者、または、この分野に関心をもつ者をもって組織する。

第 3 条 事務局を一般社団法人学会支援機構内に置く。

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13-3F

一般社団法人学会支援機構内・日本結合組織学会事務局

E-mail: jsmbm@asas-mail.jp

第 2 章 目的および事業

第 4 条 本会は、結合組織及びその関連分野に関する研究の進歩発展をはかり、広く研究 者間の交流を深めることを目的とする。

第 5 条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究成果についての発表、並びに討論のための学術集会の開催。
2. その他、海外との学術交流などの本会の目的達成に必要と認められる事業。
3. 「若手の会」を本会の事業として、本会の下におく。

第 3 章 会 員

第 6 条 本会の会員は個人会員(正会員と学生会員)、法人会員及び名誉会員よりなる。

1. 個人会員とは、結合組織及びその関連分野に関心をもち、本会の目的に賛同し、別にき められた会費を納める者をいう。

- ・ 正会員:臨床科学及び基礎科学の研究者、技術者もしくはそれらの関係者
- ・ 学生会員:大学(短期大学及び高等専門学校を含む)及び大学院学生

2. 法人会員とは、本会の目的に賛同し、事業を協力する団体で、別にさだめる年会費を納 める者をいう。

3. 名誉会員は本会の発展のために多大の貢献を成した者で、理事会により推挙され、評議 員会及び総会の賛同を得た者とする。会費は免除する。

第 7 条 個人会員は、総会における提案・議決権を有し、本会の発行する印刷物の優先的配布を受け、本会が実施する行事に参加することができる。

第 8 条 名誉会員は評議員会及び総会に出席し、意見を述べることができる。

第 9 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会手続きを経るものとする。その際登録 した会員情報(会費納入状況を含む)は 学会運営に必要な場合に限り、事務局、学術大会 事務局、理事会、評議員会、総会が適切に利用することを承諾するものとする。

第 10 条 本会の退会を希望する会員は、当該年度までの会費を納入し所定の退会手続きをなすものとする。

第 11 条 会費を連続して 3 年以上未納の会員は退会扱いとする。

ただし、本人から復会の申し出があり、当該年度の会費の納入が確認された場合には、会員資格を回復するものとする。

なお、会費未納により退会扱いとなった期間は、会員歴に算入しない。

第 12 条 会員が留学・産休・介護等のやむを得ない理由により休会を希望する場合は、理事長の承認を得て休会することができる。

第 4 章 役 員

第 13 条 本会に次の役員をおく。理事長 1 名、理事原則として 16 名（理事長を含む）、評議員若干名、監事 2 名、学術大会会長 1 名。

第 14 条 理事長は本学会を代表し、会務を総括する。理事長は若干名の副理事長を指名することができる。

第 15 条 理事は理事会を構成し、学会の運営、発展に必要な諸事項を審議し、理事長を助けて会務を執行する。執行に当たっては原則として業務分担制（対外折衝、総務広報、会員管理）とする。

第 16 条 評議員は評議員会を組織し、会の運営上重要な事項を審議する。

第 17 条 学術大会会長は学術集会の企画・運営に当たる。

第 18 条 監事は理事の中から選出する。監事は本会の財務を監査し、総会に出席して監査報告をしなければならない。

第 19 条 広報委員長は理事会において理事または評議員の中から選任する。任期は 3 年とする。広報委員長は広報委員若干名を会員から選び広報委員会を組織し、学会ホームページおよび電子メールを介して会員に学術情報を提供するものとする。

第 20 条 役員の任期は、理事・監事は 4 月 1 日からの 3 年間、学術大会会長は 1 年間とする。理事選挙は、3 年に 1 度行うものとし、全員を対象とするが、再任を可とする。

第 21 条 理事は評議員の中から評議員が選出し、理事会の承認を経て決定し、総会に報告する。学術大会会長は理事会で推薦され、評議員会にて承認されて決定し、総会で報告する。評議員は評議員の推薦により理事会で承認し、評議員会および総会に報告する。

第 22 条 理事長は理事会より選出される。理事長選に係わる被選挙人の母体は新しく選出された新理事・監事候補者とする。理事長の任期は 3 年を原則とするが、やむを得ない理由がある場合は理事会の承認を経て変更できるものとし、再選出をおこなう。ただし、選出された新理事長の任期は旧理事長の任期内とする。

第 23 条 理事・監事の選挙に関する事務、評議員の推薦は別に定める細則に従って行われる。

第 5 章 会 議

第 24 条 本会では理事会、評議員会、総会のほか必要に応じて将来計画委員会、その他の専門委員会をおくことができる。

第 25 条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、議長となる。理事会の定足数はその過半数をもって成立し、その決議は理事総数の過半数の賛成を得て決定する。但し、議決は文章による

ものを含める。

第 26 条 評議員会は年 1 回理事長が招集し、議長となる。評議員会の議決は出席者の過半数をもって決定する。

第 27 条 総会は会長が議長となり、理事長とともに運営にあたる。総会においては、理事会、評議員会で審議された事項及び役員の選出・推薦結果などを報告する。また会費・会計の決算及び予算について報告された後、承認を受ける。その他、会員からの提案事項があるときはこれを審議する。

第 6 章 会 計

第 28 条 本会の経費は、個人会費、法人会費、その他の収入をもって支弁するものとする。第

29 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。第 7 章 会則の改正等

第 30 条 会則の改正は、理事会及び評議員会の決議に基づき、総会に報告する。

第 31 条 役員等の選出に関する細則を改正するときは、理事会の決議を経るものとする。第 8 章 学会賞

第 32 条 本学会に学会賞として大高賞、学術賞、功労賞、Young Investigator Award および JSMBM International Travel Award をおく。

第 33 条 各賞の審査規定等については別に定める。

第 9 章 付 則

第 34 条

1. 本会則は昭和 49 年 8 月 1 日より実施する。
2. 昭和 58 年 8 月 1 日より第 7 条を改訂、第 8 条を挿入、旧 15 条を削除。
3. 昭和 60 年 8 月 1 日より第 7 条の個人会員費を改訂。
4. 昭和 61 年 8 月 1 日より第 8 条を補充改訂。
5. 平成 2 年 8 月 1 日より全体にわたって補充改訂。
6. 平成 5 年 8 月 1 日より全体にわたって補充改訂。
7. 平成 6 年 8 月 1 日より全体にわたって補充改訂。
8. 平成 8 年 8 月 1 日より第 19 条、第 21 条及び第 30 条を補充改訂。
9. 平成 9 年 9 月 27 日より第 6 条、第 13 条、第 18 条、第 19 条、第 24 条及び 27 条を補充改訂。
10. 平成 13 年 6 月 8 日より第 18 条を改訂。
11. 平成 15 年 6 月 7 日より第 31 条を改訂。
12. 平成 16 年 9 月 11 日より第 3 条を改訂。
13. 平成 16 年 9 月 11 日より第 28 条を改訂。
14. 平成 17 年 5 月 27 日より第 9 条を補充改訂。
15. 平成 18 年 5 月 12 日より第 5 条、第 6 条、第 11 条、27 条及び 31 条を改訂。
16. 平成 19 年 5 月 11 日より第 19 条および第 21 条を補充改訂、細則第 2 条 2 および第 3 条

3を改訂。

17. 平成 20 年 5 月 31 日より第 21 条を改訂。

18. 平成 21 年 9 月 1 日より第 3 条を改訂、細則第 2 条 5 を改訂。

19. 平成 22 年 8 月 20 日より第 6 条 3 および第 22 条を改訂。

20. 平成 27 年 7 月 26 日より日本結合組織学会およびマトリックス研究会の統合により、第 12-14, 16, 18, 20-21, 29, 30, 32 条を改訂。

21. 平成 28 年 6 月 25 日より第 12, 16, 18-21 条を補充改訂、細則第 2 条 9 および第 8, 12 条 を補充改訂。

22. 平成 29 年 6 月 17 日より第 6 条 3、第 32 条および第 33 条を改訂、細則第 4 条 1 を改訂。

23. 令和元年 6 月 1 日より、第 3 条事務局情報を変更、第 8 条、第 10 条の文言を一部修正、旧第 11 条を削除、新たに第 11 条、第 12 条を追加し順次番号を変更、第 15 条の担当内容を変更、第 18 条の文言を追加。

24. 令和 3 年 5 月 1 日より、第 3 条事務局情報を変更。

25. 令和 7 年 5 月 21 日より、第 3 条事務局情報を変更。

26. 令和 7 年 10 月 15 日より、新たに第 5 条 3 を追加。

27. 令和 8 年 6 月 25 日より、第 11 条の文言を修正。